

平成 23 年 6 月 3 日

日本地震再保険株式会社

平成 22 年度決算概況

平成 22 年度決算概況は次のとおりです。

▽正味収入保険料	71,532 百万円	1.0%減
(前期)	72,225 百万円	7.6%増)
▽利息及び配当金収入	15,924 百万円	7.5%減
(前期)	17,222 百万円	21.1%増
		運用資産利回り (インカム利回り) 1.46%
		運用資産利回り (インカム利回り) 1.67%)
▽当期末総資産	1,154,108 百万円	5.7%増
(前期)	1,092,272 百万円	7.6%増)
▽当期末危険準備金	424,401 百万円	14.6%減
(前期)	496,708 百万円	8.0%増)
なお、元受会社当期末危険準備金は		
(前期)	489,158 百万円	6.7%減
	524,386 百万円	5.4%増)
▽ソルベンシー・マージン比率 (注 1)	124.7%	
(前期)	161.6%	

(注 1) 当社は、「地震保険に関する法律」にもとづき政府と地震保険再保険契約を締結しており、かつ同法に、政府は保険金支払のための資金のあっせん・融通に努める旨定めているなど特別の事業形態となっていることから、保険業法第 132 条第 2 項に規定する区分等を定める命令第 3 条第 4 項により、当社のソルベンシー・マージン比率の数値は、水準の如何にかかわらず、行政当局が行う改善命令等の発動基準の数値としては使用しないことになっています。

(参考) 「保険業法第 132 条第 2 項に規定する区分等を定める命令」
第 3 条第 4 項

「保険会社が地震保険に関する法律 (昭和 41 年法律第 73 号) 第 3 条第 1 項 (政府の再保険) に規定する再保険契約を政府との間で締結している場合には、当該保険会社について、当該保険会社が該当する前条第 1 項の表の区分に応じた命令は、同表の非対象区分に揚げる命令とする。」

【参考】平成23年度末(平成24年3月31日)から適用される
新基準による数値 123.0%

ソルベンシー・マージン比率の信頼性にかかる一層の向上の観点から、ソルベンシー・マージン比率の算出にかかる法令等が改正され、平成23年度末(平成24年3月31日)から新基準(注2)が適用されます。適用開始までの間、新基準に基づいて算出したソルベンシー・マージン比率を参考表示します。

なお、新基準のソルベンシー・マージン比率は、リスク計測の厳格化等により、現行基準に比べ低下する場合がありますが、現行制度と同様、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

(注2)「新基準」とは、現行基準に平成22年4月20日付内閣府令第23号及び金融庁告示第48号(平成24年3月31日から適用)の改定内容を反映したものです。

以上